

令和4年産米で「品種銘柄証明」をご希望される農家様へ

1. 概要：国は農産物検査の見直しにおいて、水稻うるち玄米の規格「産地品種銘柄」に加え、全国共通の「品種銘柄」を新設しました。これに基づき、令和4年産米で「品種銘柄」証明をご希望される場合に限り（＝基本は既存の産地品種銘柄検査）、当JAでは以下の通り対応させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2. 対応内容

（1）持ち帰り検査に係る対応

- 品種銘柄検査請求に基づき検査・証明・結果通知を行います。
- ただし、下記留意事項を前提とした検査となりますのでご理解頂きますようお願い致します。

《留意事項》

- ①出来秋に品種検査を希望される場合は、事前に対象品種の生産概要（品種・面積・種子購入履歴、等）の情報提供が必要となります。
- ②事前の情報提供がされない場合には、検査当日にその旨を申し出頂いても対応しかねる場合（確認期間を要する）があります。
- ③持帰り検査後、売余し等の理由でJAへ出荷をご希望される場合は、対応しかねます。

（2）出荷を伴う検査に係る対応

- 出荷を伴う品種銘柄検査請求に対しては、検査対応できかねます。
- その理由につきましては、該当の品種銘柄を買入から販売まで運用していくための『流通システム』および『保管管理体制』が未整備であるためです。ご理解頂きますようお願い致します。